平成２５年（フ）第１３７号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番２―307号
債務者　奥村　勝俊
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０号
神戸市須磨区中島町２丁目６番16―901号
債務者　山本聖童こと　辛　　聖龍
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４号
神戸市兵庫区湊山町25番21号　円尾文化アパート６号
債務者　北見　　咲
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
兵庫県丹波市氷上町石生473番地20　グリーンハイツ三喜104号
債務者　花田　孝治
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市早苗町486番地６、旧住所長崎県佐世保市上原町300番地５
債務者　井上　勝利
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５９７２号
大阪市住吉区沢之町１丁目９番10―307号
債務者　阿河　拓人
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２７号
大阪府枚方市楠葉野田１丁目１番14―203号
債務者　吉田美津子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０号
大阪市旭区生江３丁目11番７号
債務者　相澤　邦男
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４号
大阪府豊中市寺内２丁目３番９―101号、前住所大阪府豊中市末広町１丁目８番21号
債務者　山本　仁美（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目１番10号ヒラクハイツ201号
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１号
大阪市都島区大東町１丁目10番37―907号
債務者　インテリア三和こと　松尾　一郎
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４３号
大阪府池田市天神１丁目２番５号　第二照内荘11号
債務者　里原　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６４号
大阪市阿倍野区文の里４丁目７番15号マンション紀乃国403号
債務者　仲田　美奈
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１７号
大阪府箕面市箕面４丁目９番４―92号、前住所北海道旭川市永山６条21丁目３番10号
債務者　森本　惠子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６２号
大阪市平野区平野西５丁目５番22号
債務者　川口　具視（旧姓渡壁）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２６号
大阪市鶴見区鶴見２―10―12、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見１丁目３番51―612号
債務者　東御建田祐子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１５号
大阪市西区南堀江４丁目15番16号
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部